

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成28年2月19日開催

熊取町議会

〔議員全員協議会（2月19日）〕

土地の交換について	2
平成27年人事院勧告への対応について	4
小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行等について	8
年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度臨時福祉給付金の概要について	11
学童保育所の指定管理者制度の導入について	12
「永楽ゆめの森公園」の管理運営について	23
その他	30
1. 南部大阪都市計画熊取駅西地区等地区計画の区域内における建築物の制限について	30
2. その他	32

議員全員協議会

月 日 平成28年2月19日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	河合弘樹
	5	番	坂上昌史	6	番	阪口均
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	佐古員規
	11	番	矢野正憲	12	番	鱧谷陽子
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	企画部長	南和仁
	企画部理事	明松大介	総務部長	泉谷徹
	総務部理事	阪上敦司	健康福祉部長	中谷ゆかり
	健康福祉部理事	山本浩義	健康福祉部理事	山本雅隆
	健康福祉部理事	田中耕二	事業部長	山戸寛
	事業部理事	田畑洋	事業部理事	大西宏
	政策企画課長	橘和彦	財政課長	東野秀毅
	総務課長	林利秀	人事課長	道端秀明
	生活福祉課長	藤原孝二	介護保険・ 障がい福祉課長	野原孝美
	保育課長	阪上正順	まちづくり 計画課長	馬場高章
	水とみどり課長	山原栄次		
事務局	局長	中尾清彦	書記	阪上章

案 件

- 1) 土地の交換について
- 2) 平成27年人事院勧告への対応について
- 3) 小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行等について
- 4) 年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度臨時福祉給付金の概要について
- 5) 学童保育所の指定管理者制度の導入について
- 6) 「永楽ゆめの森公園」の管理運営について
- 7) その他
 1. 南部大阪都市計画熊取駅西地区等地区計画の区域内における建築物の制限について
 2. その他

議長（重光俊則君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本会議には、藤原町長ほか関係職員の出席をいただいております。藤原町長を含めた職員の方々と会議は初めてとなりますけれども、ご協力よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

議長（重光俊則君）本日の案件は、土地の交換についての件ほか5件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、土地の交換についての件を説明願います。林総務課長。

総務課長（林 利秀君）それでは、土地の交換について説明いたします。

対象となる土地につきましては、商工会前駐車場の一部と公民館前来庁者駐車場奥の民有地との交換になります。

まず、1、経過でございますが、公民館前来庁者駐車場の奥の民有地につきまして、これまで土地を所有されている方々が田畑をされていましたが、現在は土地所有者の方の高齢化に伴いまして、後継者もなく未利用地となっている状況でございます。このように、将来利用する予定が立たないことから、所有者の方々は土地開発事業者と相談を行い、住宅用地として有効活用するためさまざまな側面から検討されてきましたが、その土地への接道がいずれも整わなかったために、住宅用地としての活用も現状では困難となっております。

このような状況で、このたび公民館前来庁者駐車場奥の土地所有者7名の方から、接道のために商工会前駐車場の一部との用地の交換について協力してほしい旨の嘆願書が本町に提出され、また同時に、住宅開発事業者からも同じ内容で用地交換に関する要望書が提出されたところでございます。

このような状況下で、土地の交換が町にとりまして有利なものかどうかの検討を重ねた結果、3、交換による有利な項目のとおり、有利な点も多く、また将来の土地活用においても一団の土地として利活用する幅も広がることから、申し出のあった土地の交換に向け、今後取り組んでいくものとしています。

次に、2、交換地の状況でございますが、次のページの位置図をごらんください。

交換してほしいと要望されている町の土地が、開発への進入路として考えられている①の商工会前駐車場の内の緑色の部分、406.89平方メートルです。そして、代替地と考えられているのが、②の公民館前来庁者駐車場奥の民有地、ピンク色の部分の850平方メートルの土地になります。

交換面積については、1ページの2、交換地の状況の表中のとおり、それぞれの土地の鑑定価格をもちまして、町側へ等価面積以上での交換面積を事業者側より提案されている状況でございます。

次に、3、交換による有利な項目につきましては、1つ目として、現在、商工会前駐車場進入路は狭く、段差もあって、車での出入りがしづらい状況ですが、道路用地として交換することにより段差が解消され、接道部分も広がることから、当該地への出入りも容易になり、有効活用が図られます。

2つ目は、公民館前来庁者用駐車場奥の交換用地内には、新たに駐車区画33台分が確保できますので、町事業が重なったときなど、満車時の緩和につながるようになります。公民館前駐車場ですと、120台分から153台分にふえることになり、商工会前駐車場を含めた全体の駐車場ですと、186台分から197台分にふえるということになります。

3つ目は、2ページの位置図をごらんいただければわかるように、役場前からJA熊取支店付近への南北道路ができることにより、南方面から役場を初めとした公共施設への来庁の利便性が向上します。

4つ目として、本町が進める転入促進策の一助となり、また本町中心部の遊休地を減らすことにもつながります。

このように、土地を交換することで町にとっても有利であることから、今後、交換に向けた協議を進めていきたいと考えています。具体的な今後の予定ですが、開発事業者と覚書を締結し、その後は、開発事業者において開発許可に関する手続を進めていくこととなります。

以上をもちまして、土地の交換についての説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ご説明いただいた内容について、若干お尋ねしたいと思います。

まず1つは、商工会前駐車場と公民館前来庁者用駐車場の私有地とを交換するという事なんですが、商工会前駐車場というのは、これは現時点では町有地だと思いますが、商工会の利用者の駐車場でもあると思うんですが、この駐車場の利用状況というのはどうなっていますか。

議長（重光俊則君）林総務課長。

総務課長（林 利秀君）議員がおっしゃったとおりに、商工会の利用される方の区画として4区画、町のほうから貸し出しをしている状況、それとあと職員の契約駐車場としまして使っている部分が大部分でございます。現在は42人の方が契約をされてございます。そのほかの部分につきましては、来庁者駐車場として一応位置づけてはいるんですけども、大きな事業があったときの臨時駐車場として使われているような状況が多いということで、ふだんは余り来庁者駐車場としては使われていない状況もございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今、説明いただいた中で、42人の方が契約していると。その42人というのはどういう方々なんですか。

議長（重光俊則君）林総務課長。

総務課長（林 利秀君）42人のうち10名が臨時職員で来られている方の契約、あとそれ以外は職員の契約ということでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）商工会前駐車場用地が結局、若干削られるわけですから、この駐車場にとっての不都合な点というのはないんですか。

議長（重光俊則君）林総務課長。

総務課長（林 利秀君）商工会の確保されている台数については、そのまま使っていただけます。あと、42人ということは毎年更新といたしますか、抽せんさせていただいて契約させていただいています。1年の契約でございます。今申し上げたように、台数としては若干道路が入るという計画になりますので少なくともはなるんですが、契約されている分の今の状況の駐車区画というのは確保できるようになります。ただ、来庁者用駐車場として設けている部分については、今度は公民館前の奥がふえることになりますので、実質11台の増ということになります。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

現在の利用状況に対する影響はないということですね。現在の利用者には影響がなくて、実質的には全体の町の来庁者用の駐車場が広がると。

あともう一点、お尋ねしたいのは、土地の有効活用ということで、来庁者用駐車場がこの土地の交換で広がるということはいいいことかと思うんですが、一つ心配なのは、この緑色の道路の奥に住宅地が何区画あるんですか、20軒ぐらいあるんですか。その住宅ができることで、当然、その住宅が建ったとしたら、そこから車が出てくるわけですね。その車は、役場前の道路のほうにも、あるいはJAのほうにも両方通り抜けできるような格好の道になるわけなんですけど、実際、住宅ができたら車の状況がどうなるかはわかりませんが、役場前の町道野田泉佐野線のほうにかなり車が出てくると思うんですが、交通安全上の心配とかそういうのはいかがですか。

議長（重光俊則君）林総務課長。

総務課長（林 利秀君）今後の予定ですけども、町との覚書を締結後につきましては、事業者が事前協議という段階に入ってまいります。その後、都市計画法に基づいた開発許可手続の中で、警察、

大阪府並びに町ということで協議がどんどん進んでまいります。その中で一定、議員が申し上げたような内容も協議されるようになると思いますので、今の時点ではどうこうというのはなかなか具体的には申し上げることができないんですけれども、そういった状況でございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）非常に微妙な位置にこの道路ができる格好になると思うんです。以前から特に公民館で大きな催しがあるときとか、来庁者用駐車場に車をとめて公民館のほうへ渡る、そういう部分に横断歩道はあるんですけれども、そこに信号をつけたらどうかというふうな声もあったりして、非常にさまざまな住民のご意見に対してどういうふうに対処していくかと、頭を悩ますところかと思うんですけれども、公民館前の横断歩道の位置とは別のところに新たに道路ができてくるわけですよね。だから、交通安全上心配する箇所が、現在の横断歩道のところとはまた別にもう1カ所できてしまうと、そういうことになるかと思うんですけれども、その辺、非常に難しいところかと思うんですが、場合によったらここに信号をつけないといけないとなってくるかもしれない。だから、その辺はぜひ慎重に検討していただきたいと思うんですけれども、どうぞよろしくお願いします。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）これ、先般、商工会の理事会でもちょっとお話しいたいて存じ上げていたんですけど、住宅ができるということは、子育て世代に入ってきていただいて子どもたちが小学校に通うということも想定されるんで、この6メートルの道、歩道というのはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（重光俊則君）林総務課長。

総務課長（林 利秀君）すみません、それも先ほど申し上げた同じ内容になるんですが、今後、町、警察との協議の中で煮詰めた形になってきようかと思えます。その中でも、議員がおっしゃったようなことも話題になるかと思うんですが、我々、総務課としても意見する場面もございますので、その中でもしっかりと協議していきたいと思えます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）これ、商工会のところの土地というか駐車場、町の持ち物ですけども、小学生がこの中を通って行くことも考えられますので、柵とかそういったものも検討材料になるかと思えます。その辺について、また協議のほうよろしくお願ひしたいと思えます。要望です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、土地の交換についての件を終了いたします。

次に、案件2、平成27年人事院勧告への対応についての件を説明願います。道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）それでは、平成27年人事院勧告への対応につきましてご説明いたします。

資料のご説明に入らせていただく前に、初めに公務員の給与制度がどのように決定されるのかについて、簡単にご説明、ご報告させていただきます。

まず、国につきましては、人事院という国の機関が民間企業の給与の調査を行って、民間と同じ水準になるように毎年国に対して勧告のほうを実施しておりまして、国はそのとおりに給与を改定してきております。地方公務員の給与につきましても、法律で国や民間とバランスを保つように決められておりまして、その結果、本町を含め、ほとんどの自治体が人事院勧告どおりに今まで改定を行ってきたものでございます。

それでは、資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

今回、平成27年8月6日付で、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われました。本町については、先ほどご説明させていただきましたように、従前から国公準拠の観点のもと、人事院勧告に準じて給与制度を改定しておりまして、今回につきましても同様の対応を行うものでござい

ます。

まず初めに、人事院勧告の内容につきましてご説明いたします。

1 番目が、民間給与との格差に基づく給与改定でございます。

今年、平成27年4月分の給与の官民の比較の結果、平均1,469円、民間の給与のほうが国家公務員の給与を上回っている状況でございます。給与につきましても、民間が国を0.11月上回るという状況でございます。この格差の解消のため、この下のとおり給与改定を行うものでございます。

1 点目、(1)でございます。俸給表の改定でございます。俸給表とは国家公務員の職員の給料表のことでございまして、平均0.4%の引き上げ改定でございます。初任給と若年層につきましては、2,500円引き上げられ、それ以外の職員についても1,100円を基本に引き上げとなっております。

続きまして、(2) 地域手当の支給率の引き上げでございます。昨年度から実施してございます国家公務員の給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、地域手当の支給割合を引き上げるものでございます。

続きまして、3 点目が、給与の支給率を年4.10月から年4.20月に引き上げるものでございます。

次の2ページをごらんください。

こちらが平成27年度及び平成28年度以降の給与の支給率表でございます。6月と12月のところで下線を下の段に引いてございますが、この下線部のとおり、勤勉手当を0.10月引き上げるものでございます。

4 番の実施時期につきましては、俸給表、地域手当につきましては平成27年4月1日、給与につきましては平成27年12月1日でございます。いずれもさかのぼって改定されるものでございます。

これらの実施によりまして、国家公務員の年間給与は平均0.9%の引き上げとなっております。

続きまして、大きな2番目、給与制度の総合的見直しによる改定でございます。

国では、先ほど申し上げましたけれども、国家公務員の給与でいろいろな諸課題があるということで、その対応のため、平成27年度から、今年度からですけれども、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しというものを実施しておりまして、平成30年4月1日に完成予定でございます。今回、平成28年度、来年度においても引き続き実施するというものでございます。

具体的な内容でございますが、1 点目は、地域手当の支給割合の改定でございます。下の米マークのところでございますが、本町の支給割合の指定につきましては、平成26年度までは3%でしたが、法律では最終的な率は6%とされておりますが、段階的に引き上げられてございまして、平成27年度は4%、今回人事院勧告によりまして、4月にさかのぼって5%に改定となりまして、28年度からは、ここにございましてとおり最終的な率である6%で指定のほうをさせていただきます。

続きまして、2 点目は、単身赴任手当の引き上げでございます。基礎額として2万6,000円から3万円、加算額の限度額として月5万8,000円から7万円に引き上げられるものでございます。

人事院勧告の内容は以上でございます。

続けて、3ページをごらんください。

本町の対応でございますが、国公準拠の観点に基づきまして、人事院勧告に準じた対応を行うものでございます。

大きな1番目と2番がございまして、まず1番目といたしまして、民間給与との格差に基づく給与改定、こちらは平成27年度、今年度に対応させていただく分でございます。まず、改定内容といたしましては、人事院勧告どおり給料表の改定、地域手当の引き上げ、給与の支給率の引き上げを行うものでございます。

2番目の改正が必要な条例につきましては、一般職職員給与条例でございます。

次の施行日につきましては、1番と2番の給料表と地域手当の部分が平成27年4月1日に遡及して施行、3番目の給与の支給率の引き上げが12月1日に遡及して施行ということでございます。

続きまして、大きな2番目の給与制度の総合的見直しに係る改定でございますが、こちらは28年度、来年度対応分でございますが、改定内容といたしましては、こちら先ほどご説明させていただきました人事院の勧告どおり、地域手当の支給割合の見直しを行うとともに、単身赴任手当の引き上げを行うものでございます。改正が必要な条例につきましては、一般職職員給与条例でございますが、同じく3月議会のほうに改正条例上程の予定でございます。施行日のほうが28年4月1日でございます。

最後に、4ページ目をごらんください。

その他の改正事項といたしまして、勤勉手当の算定方法の改正でございます。

本町では、職員の勤勉手当、いわゆるボーナスに相当する部分でございますが、こちらを算定する際に、国と異なり、地域手当を算定基礎に含めていないことから、大阪府の指導によりまして、国基準に合わせて算定基礎に今回加えるものでございます。

改正内容のほう、1番のところをごらんください。勤勉手当の算定方法といたしまして、現行では給料月額に役職に応じた加算額を加えた後に支給率という率を掛けてございますが、改正後は、下線のとおり、地域手当をその中に加えるものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。

続きまして、大きな4番をごらんください。特別職及び議会議員の皆様に係る改定でございます。

特別職、議会議員につきましても、従前より一般職職員の給与改定に順じまして、その都度改定のほうを行っております、今回も同様に改定を行うものでございます。

改定内容といたしましては、一般職と同様に地域手当の支給率の引き上げ及び期末手当の支給率の引き上げでございます。引き上げ内容につきましては、表の中の下線部分が現行と人事院勧告の行われた後の変更という形になってございます。

改正が必要な条例といたしましては、常勤特別職職員給与条例及び議会議員報酬等条例でございます。

施行日につきましては、①の地域手当の支給割合の引き上げが平成27年4月1日、②の期末手当の支給率の引き上げにつきましては12月1日に、ともにさかのぼって施行でございます。

最後に5番目、予算関係といたしまして、今回の人事院勧告への対応のため必要な人件費が、全体で約2,700万円となります。

ご説明させていただきました前の3ページの分の1番の民間給与との格差に基づく給与改定による一般職職員の給与条例、それと4ページにお戻りいただきまして、特別職並びに議会議員の皆様に関係する常勤特別職職員給与条例と議会議員報酬等条例及びこれらの改正に伴う補正予算につきましては、遡及により生じる差額の給与等を一括して平成28年3月15日に支給させていただきたいと思っておりますので、3月議会におきまして、委員会付託を省略させていただきましてご可決賜りたいと考えてございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと基礎的なところで教えてほしいんですけども、この地域手当という中身、どんなんでしたかね。それから該当者数、教えていただけますか。

議長（重光俊則君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）地域手当と呼ばれる手当につきましては、地域の民間の給料の水準に反映させるというのが公務員の給与の基本でございますが、各場所、各都道府県の場合によって物価も全然違いますので、そういう物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域にお仕事を勤められる公務員の方に支給される手当という形になってございますので、全国でも支給されていないところもあれば、東京のように高いところについては高い率で出されているという内容でございます。

です。地域手当の対象者数につきましては、本町で勤務する職員全員が支給対象となっております。

ざいます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

13番（江川慶子君）はい。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

6番（阪口 均君）よく出てくる質問なんですけれども、認識を統一するためにお聞きしたいんですけども、民間の給与というのはどういう算出の仕方をされているのでしょうか。

議長（重光俊則君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）民間の給与の調査の仕方でございますが、50人以上の規模の全国の事業所、約5万5,000事業所のうち約1万2,300事業所を抽出いたしまして、対象が民間の方で約50万人の方を対象に調査のほうが行われてございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）すみません、1万二千何ぼでしたっけ。

議長（重光俊則君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）申しわけございませんでした。1万2,300事業所でございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）ありがとうございます。

あと、先ほどの江川議員の質問と同じ項目なんですけれども、地域手当なんですけれども、これを含めると民間と差は詰まるんじゃないんですか。そこら辺の計算基準というのはどうなるのでしょうか。

議長（重光俊則君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）もう少し詳しく説明させていただきます。

給料と地域手当の関係なんですけれども、給料につきましては、全国の都道府県で一番低いところの都道府県に合わせて給料というのは設定されております。それ以外のところについては、それより高くなってまいりますので、その分の埋め合わせで地域手当というのを出しているという形でございます。具体的な東京とかですと18%で、本町のほうでも周りのほう、この周りの自治体とかでしたら6%、大阪市とかでしたら11%という形で設定のほうがされているというところでございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）先ほどの報告の中で2,700万円という数字の報告があったんですが、その2,700万円というのは、今回の報酬や期末手当の改正などで増額になる部分のトータルが2,700万円というそういう意味でしょうか。

議長（重光俊則君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）おっしゃるとおり、人事院勧告がなかった場合とあった場合との差額ですので、全てトータルで必要な人件費ということになってございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この今回の改定に合わせて補正予算が出てくると思うんですが、補正予算では2,700万円の増がそのままあられるんですか。それはどうなりますか。

議長（重光俊則君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）2,700万円以外にも、退職手当でありますとか、職員が育児休業をとったために減額になるようなものもありますので、それらも含めて全て3月補正予算という形で上がってまいります。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。2,700万円の増額は含まれた上で、それ以外にもいろんな事情での補正があるということですね。

議長（重光俊則君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）すみません。ちょっと説明のほうが漏れてございました。

人事院勧告の部分で2,700万円ございますが、最後に4ページ目のところ、勤勉手当の算定方法の改正のところ、これによって一定増額分が生じる分で600万円ございます。すみません。補足で説明させていただきます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今、600万円とおっしゃったのは、この2,700万円とは別ということですか。

議長（重光俊則君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）おっしゃるとおりでございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

これをもって平成27年人事院勧告への対応についての件を終了いたします。

次に、案件3、小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行等についての件を説明願います。野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）それでは、小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行等についてのご説明をさせていただきます。

お手元の資料の1つ目の丸に記載しておりますとおり、平成28年2月5日付、厚生労働省令第14号の交付に伴いまして、平成28年4月1日から指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されることによりまして、これまで大阪府が指定・指導を行っておりました通所介護のうち、定員が18人以下の小規模通所介護及び療養通所介護が、平成28年4月より本町が指定・指導を行う地域密着型サービスへ移行されることとなります。

また、2つ目の丸に記載しておりますとおり、この地域密着型サービスへの移行によりまして、平成28年4月から新規利用につきましては、原則として熊取町の住民の皆様のみが使えるサービスとなりますが、平成28年3月31日において他市町村の被保険者が地域密着型となる通所介護事業所を利用している場合につきましては、移行後も当該被保険者は引き続き通所が可能となっております。なお、今回の移行に伴いまして、これまでのサービス内容に変更はございません。

次に、3つ目の丸に記載しておりますとおり、地域密着型サービスへの移行によりまして、事業所には新たに利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町職員、包括支援センター職員等から構成される運営推進会議の設置が義務づけられ、定期的に第三者による評価を受けることとなります。

なお、この運営推進会議は、事業者が利用者、町職員、地域の代表者等に対し提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスをすることでサービスの質の確保を図ることを目的として設置するもので、会議の開催につきましては、地域密着型通所介護はおおむね6カ月に1回程度、また、療養通所介護につきましてはおおむね12カ月に1回程度となるものでございます。

次に、4つ目の丸でございますが、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護につきましても、国における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正によりまして、新たに事業所に運営推進会議の設置が義務づけられ、いずれもおおむね6カ月に1回程度、第三者による評価を受けることとなります。

移行のイメージにつきましては、図にお示しさせていただいておりますとおりでございます。

なお、対象事業所でございますが、現在のところ、地域密着型通所介護につきましては、移行対象事業者が6事業所と、平成28年4月1日から新たに開設を予定しております事業所1カ所を合わせて7カ所を予定しており、また療養通所介護事業所、認知症対応型介護事業所、介護予防認知症対応型通所介護事業所につきましては、移行時点ではゼロ件を見込んでございます。

最後に、今後の予定でございますが、本制度改正に伴いまして、国の基準が改正されますことから、本町の基準につきましても、国の基準に準じまして新たなサービスの追加等を行う必要がありますので、指定地域密着型サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を平成28年3月定例議会へ上程をさせていただき予定としております。

以上で、小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行等についての説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。阪口議員。

6番（阪口 均君）要約すると、国が地方に振ったと、実際、小規模についてはということの理解でいいんですか。

議長（重光俊則君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）これまで大阪府のほうで指定・指導を行ってございましたものが、市町村の指定に変わるものでございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）それでしたら、あと対象事業所が6と1で7ですね、これ具体的に言ってもらっても問題なければ、教えていただいてもいいですか。

議長（重光俊則君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）現在指定しております6事業所につきましては、1つ目として樹楽団らんの家くまとり、デイサービスセンターこちんまり、ボディケア熊取、大和デイサービス、舞ルーム健康体操クラブ、デイサービスセンターこんにちは熊取です。今、残りの平成28年の4月1日の指定予定の分につきましては、現在ちょっと協議中ですので控えさせていただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）よろしいですか。阪口議員。

6番（阪口 均君）そしたら、この19名以上の通所介護の施設は幾つ残ることになるんですか。

議長（重光俊則君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）こちらのほう、大阪府の指定になっておりまして、現在、19名以上のもので、地域密着型に移行される規模のものにつきましては、全てで6事業所になってございます。別の分はこちらのほうで把握できておりません。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ちょっと補足なんですけれども、通所介護事業所の、全体で熊取町では13事業所ございました。この18人を境目で小規模な分は町におりてくるわけなんですけれども、それが先ほど課長のほうから申し上げました6事業所ということで、残りが7事業所、熊取町内なんですけれども、7事業所がそれより規模が大きいというところでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）質疑というよりか、今ちょっと介護のヘルパーというか、介護施設の従業員というところでいろんな問題等ニュースになっているんですけれども、その辺のところどういった施設の管理、今こうやって運営推進会議というものが設置されるわけなんですけれども、町にそういった管理責任というんですか、しっかり任される形になってくる中で、この運営会議を開きながら監

督責任というんですか、そういうものも町にあるかと思うんです。これは通所とかという形にはなっておりますけれども、その辺のところ、しっかり第三者による運営推進会議というものをしっかり管理監督というんですか、町の職員も入っているんですが、その辺のところを、また運営の中身をしっかり監督のほう、よろしく願いしておきます。要望です。お願いしておきます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。鱧谷副議長。

12番（鱧谷陽子君）今挙げていただいた6事業所ですけれども、ここでほかの地域からいらっしゃっているというふうな方は、今しばらくの間は通えるようですけれども、これから入ってこられるという方は熊取町だけということになっていくかと思うんですけれども、大体こういう小さい事業所というのはヘルパーが集まりにくい、人が集まりにくい。通所していただく方もこれから減っていく。減っていくとはおかしいですけれども、なかなかいろんなところで集まりにくいというふうなところで、小さいところがどんどん潰れてきてしまっているというふうな状況が大阪府下でも見られてきているんです。

その辺のところ、やっぱりヘルパーのお給料が安いとか、そういうところ辺にすごく問題はあるんですけれども、ヘルパーさんが集まらないから人が集められない、その悪循環で小さいところが潰れてきているということら辺があるんですけれども、その辺も小さいところだからこそ大事に育てていただいて、これで他市の人々がだんだん減ってきて、熊取町だけの人になってくると、また人数が減ってくるようなことにならないように、またお願いして。どういうふうにしていったらいいのかというのもすごい難しい問題やとは思いますが、少しでもいいところにヘルパーも移っていかれるというふうな状況が今見られていまして、小さいところはどうしてもそこまでのお金が出せない状況というのがあるように見られますので、またその辺、私もどうしてあげてくださいとは言えないんですけれども、6事業所がしっかりと運営していけるようなことを考えていただけたらというふうに希望しておきます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

12番（鱧谷陽子君）はい。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと教えてほしいんですけれど、この療養通所介護というのが対象事業なしということですね。その下の認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護というのも対象事業所がなしということで、条例上、今回いらうんでここに書いてあるということで考えてよろしいですか。

それと、条例上あるということなので、熊取町としてはこういったものがあつたほうがいいのか、今ないから、国が言っているから条例として位置づけると、その部分で住民としてはないことによる影響というのがあるのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいんです。

議長（重光俊則君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）今回の改正では、国の基準に従いまして改正させていただくものでございます。

町として必要がないかどうかということなんですけれども、実情といたしましては、ご要望を直接お聞きしたことというのはありません。療養通所介護につきましては、がん末期の患者様ですとか、難病の患者様ですとかがご利用いただける施設になるんですけれども、通所されずに居宅でサービスを受けられている方が多いようでして、そういった要望等は直接はお聞きしておりません。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行等についての件を終了いたします。

す。

次に、案件4、年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度臨時福祉給付金の概要について
の件を説明願います。藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君） それでは、年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度臨時福祉給付
金の概要につきまして、お配りしております資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要について説明させていただきます。

こちらの給付金は、低所得の高齢者向けの給付金と低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給
付金の二本立てとなっております。

まず、趣旨でございますが、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低
年金受給者への支援、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、また平成28
年度前半の個人消費の下支えに資するように実施されるものです。

内容につきましては、2つの給付金に分けて説明させていただきます。

まず、低所得の高齢者向けの給付金でございますが、支給対象者は、平成27年度臨時福祉給付金
の対象者のうち平成28年度中に65歳以上となる者となっております。予算上の対象者数は、全国で
は1,130万人で、熊取町では3,650人としております。

実施主体は市町村となっております。

基準日は、平成27年1月1日となっております。基準日がこれまでの臨時福祉給付金を含め全て1
月1日となっておりますのは、大前提といたしまして、市町村民税が非課税となっている人への給
付金であることから、市町村民税の基準日に合わせているものです。

支給額は、お一人当たり3万円となっております。

費用につきましては、事業の実施に要する経費、事業費、事務費とも全額国費で賄われることと
なっておりまして、予算としましては、国では平成27年度の補正予算として3,624億円計上してい
ます。町予算につきましては、そのほとんどを平成28年度予算に計上してまいりますが、準備に係
る事務費の一部経費、主にシステム開発の委託料となりますが、新年度当初からシステムが稼働し
ている必要があるなど早急に対応しなければならず、国のほうから運用が示されていることもあり、
平成27年度の臨時福祉給付金の予算の中から一部流用させていただいて対応いたします。

続きまして、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金について説明させていただきます。

まず、支給対象者は平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年
金を受給している者となっております。ただし、低所得の高齢者向けの給付金支給対象者は除かれま
す。要するに2つの給付金が併給されることはないということです。予算上の対象者は、全国では
150万人で、熊取町では550人となっております。

実施主体、支給額、費用につきましては、低所得の高齢者向けの給付金と同様でございますが、
基準日は平成28年1月1日となっております。

予算額につきましては、国が平成28年度当初予算に計上している額は450億円となっております。
なお、事務費のところ、注2参照となっております。この給付金につきましては、後で説明いたし
ます臨時福祉給付金と申請の受付や振り込み等、事務手続を一括して行うことから、平成28年度の
臨時福祉給付金の事務費に含まれているものでございます。なお、町予算につきましては、事業費、
事務費とも別々に計上させていただくこととしております。

欄外にあります支給時期につきましては、低所得の高齢者向けの給付金のほうが6月ごろを予定
し、また低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金のほうは10月ごろを予定しております。

続きまして、平成28年度の臨時福祉給付金の概要でございます。

こちらのほうは平成27年度との相違点のみ説明させていただきます。

内容の中ほど、基準日ですが、平成28年1月1日となっております。支給額につきましては、お
一人当たり3,000円となっております。これは支給対象期間が平成27年度は1年間であったところが、
平成28年度は半年間となったことによるものです。平成29年4月から軽減税率が適用される予定で

ございますので、臨時福祉給付金につきましては、平成28年度で最後となる予定でございます。

予算額につきましては、事業費が半額となっておりますが、事務費は平成27年度と同様でございます。支給時期につきましては、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金と同時に受け付けさせていただきますので、平成28年10月ごろからとしております。

なお、日程等の詳細につきましては、その都度、必要に応じてお知らせし、受給漏れのないように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で、年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度臨時福祉給付金の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度臨時福祉給付金の概要についての件を終了いたします。

次に、案件5、学童保育所の指定管理者制度の導入についての件を説明願います。阪上保育課長。保育課長（阪上正順君）それでは、説明に入ります前に、まず初めに、この場に臨むに当たりまして、学童保育所のあり方の運営につきましては、議員の各位に対しましてもっと以前に町の考え方というものをお示ししご意見を伺う機会を設ける必要があったものと存じますけれども、このような3月議会を直前としました中にご説明させていただくことになりましたことを、まずもって皆様におわび申し上げたいと思います。

それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。

まず、学童保育所の指定管理者制度の導入につきましてですが、まず資料の1点目、本町における学童保育所事業の背景・現状及び制度導入についてでございますけれども、本町におきましては、昭和54年からNPO熊取こどもとおとなのネットワークが主体的に事業を行い、町はNPO法人に対し、施設の貸与及び事業費の補助など、側面的な支援を行ってきたところでございます。

昨年4月に子ども・子育て支援新制度が開始されまして、放課後児童健全育成事業、本町でいいますと学童保育事業につきましては、市町村が国の基準に基づき、設備及び運営の基準を条例で定めまして、これらの基準を維持するために、事業の実施者に対して積極的な関与を行うよう児童福祉法に規定されたところでございます。また、国の運営指針におきましても、放課後児童健全育成事業につきましては、市町村が行うことというふうにされているところでございます。

これを受けまして、本町におきましても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しまして、町が学童保育事業を行うべく、その方策について検討を進めてまいりました。その結果、安全・安心な保育を確保しながら民間事業者等が一定の裁量を持ち、その能力を幅広く活用して住民サービスの向上、施設の効率的な管理運営が期待できる指定管理者制度を導入し、平成29年4月1日から導入開始したいというふうに考えてございます。

対象となる施設につきましては、町内の5つの学童保育所の全てでございます。それらを一括しまして1つの指定管理者に管理を行っていただく予定でございます。

指定の期間は、まず最初の1期目ということで、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間を設定し、その後も同様の取り扱いとさせていただきたいと考えております。

なお、指定管理者の選定に係る準備行為につきましては、平成28年度中に行いたいと考えてございます。

指定管理者の募集方法につきましてですが、公募というふうに考えてございます。ただし、一定の保育の質が保てるよう、事業内容と金額等による総合評価により選定したいと考えてございます。

また、指定管理者の候補者の公平な選定を行うために、町の附属機関として、まだ仮称ではございますけれども、学童保育所指定管理者選定委員会を設置する予定でございます。今、検討してお

りますのは、委員数が6名以内で学識経験者、住民代表、町職員で構成する予定で考えてございます。

次に、指定管理者制度の導入に係る財政効果等についてでございます。

まず、1点目としまして、利用料金等の保護者の経済的負担の軽減拡充を見込んでございます。これは公募を行うことによりまして、保育の質を維持しつつ、より安価な事業経費の提案を行える事業者の参入も見込めますことから、施設の効率的な管理運営によって、より安価な利用料金の設定が可能となるものでございます。

続いて、裏面ですけれども、2ページ目をごらんください。

具体的に申し上げますと、保護者負担につきましては、現行のNPO法人による学童保育事業におきましては、基本料金、これは保育料でございますけれども、間食代、おやつ代を含んで月額1万円となっております。それ以外に学童保育を利用するためには、まずNPO法人の会員になることが前提となっておりますので、別途、入会時に入会金5,000円、月会費500円が必要となっております。

これを指定管理者制度に移行した場合、どうなるかを試算、検討しました結果、今、あくまで概算レベルではございますけれども、基本利用料金につきましては、間食代等の実費徴収部分を除きまして、月額で8,000円以内の設定が可能ではないかと見込んでございます。試算に当たりましては、まず現在、保育料の1万円に含まれております間食代を除きまして、学童保育所の運営に必要な経費を算出することから始めました。

まず、その前提条件としまして、各学童保育所の職員配置につきましては、各支援の単位、これは現在クラブと呼んでございますけれども、各学童保育所につきまして2クラブずつでございます。そのクラブごとに指導員として正職員1名、補助員として臨時職員1名の配置を基本という形で考えてございます。そして、児童数が45名を超える可能性があるクラブにつきましては、さらに臨時職員1名を追加するとともに、障がい児の受け入れ加配についても一定数の臨時職員数の配置を考慮しております。これらは条例の基準に基づきまして、安全・安心な保育を実施するに当たりまして適正と考えられる職員配置を見込んだものでございます。また、保育現場以外に全体を見渡して業務を統括する者と、その補佐的な役割を担う者を、それぞれ事務職員を兼任するための正職員として2名配置することを想定しました。これは、熊取町の学童保育事業が単なる保育事業にとどまらず、児童を取り巻く環境や家庭の状況等を把握し、学校や地域、町関係部局等との連携を密にし、子育て支援の拠点としての役割を担うために必要であると考えているところでございます。なお、これらに職員につきましては、万一、職員が休むというようなこととかを想定しまして、全て保育士等の有資格者であることを前提としております。また、現行では午前から職員配置しているところを午後からの配置というふうに基本に立ちまして算定を行ってございます。

以上の前提条件のもとで人件費を算定しまして、その他、学童保育事業運営に必要な経費等を合算しまして、総事業費というものを試算いたしました。それに対しまして、国・府・町が負担すべき運営費の補助金であるとか、こういったものを控除した残りの経費を指定管理者が利用料金で賄うべき金額と想定しまして、その額を児童数の見込みで割り戻した結果、月額8,000円以内での運営が可能というふうには見込んでございます。

こういった結果によりまして、指定管理者制度を導入した場合、現行のNPO法人と比較して、月額合計で1万500円プラス実費が8,000円以内の金額プラス実費となりまして、保護者の負担が軽減されるものと見込まれます。

さらに、表にもございますけれども、月途中の入退所児の日割り計算という考え方も新たに取入れたいと考えているところでございます。

次に、②の利用料金の減免拡充についてですけれども、現行のNPO法人にはない児童の疾病等による15日以上欠席、前日欠席の場合の減免規定を今のところ設けていけたらなというふうを考えています。これらの考え方につきましては、基本的に現行の町立保育所の保育料の取り扱いに合

わせたものでございます。

次に、町の財政的負担についてでございますけれども、指定管理委託料につきましては、国・府の補助基準に基づきます運営費の補助金相当額と、本町におきまして独自補助基準で行っております利用料金の減免補填額を加えた額を基本と考えてございますので、児童数の増減等による補助基準額の変更や減免世帯の数が大きくふえるといった変動がない場合におきましては、現行の補助金額と同程度となるように設定したいと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございますけれども、本年3月議会に係る条例予算案を上程させていただきます。そして、4月に指定管理者選定委員会委員の委嘱を行った後、5月には第1回目の指定管理者選定委員会を開催させていただきたいと考えております。そして、6月には、改めて議員全員協議会におきまして、指定管理者の募集要項案等の報告を行いまして、7月からを目標に指定管理者を募集させていただきたいと考えております。募集後、8月から9月にかけて、第2回から4回の指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定します。そして、9月の議員全員協議会におきまして、指定管理者の選定結果をご報告させていただき、12月議会におきまして、指定管理者の指定議案及び債務負担行為の予算案を上程したいと考えているところでございます。そして、1月をめどに指定管理者と協定書を締結した後、来年の3月議会におきまして、29年度予算案を上程し、来年4月1日からの指定管理者による管理運営開始を目指すものでございます。

以上、学童保育所の指定管理者制度の導入についての説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鱧谷副議長。

12番（鱧谷陽子君）お聞きしたいのは1つ、職員の午後からの配置ということで提案されるということですが、今10時から7時までで学童してはと思うんですけども、それが時間数が減るということで、正職員も臨時職員もお給料が減るということになるということではないのでしょうか。そういうことで提案されるということですね。

議長（重光俊則君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず正職員につきましても、これは労働基準法等に照らし合わせまして、過重な労働とならないような仕組みを今考えてございます。そして、基本的に減ると見込まれる部分につきましては、臨時職員の時間給で支払っている部分、こういったものとかは実際に本当に必要な職員がどの時間帯に必要なのかというところは、町のほうで一定考慮させていただいた結果、職員配置が短くなれば、その分、時間単価で払っている部分については縮減されるというふうを考えてございます。

議長（重光俊則君）鱧谷副議長。

12番（鱧谷陽子君）正職員については、時間的な分は8時間というのは守られるということになると考えていいのでしょうか。

議長（重光俊則君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）今、試算の中におきまして、これは概算ではございますけれども、平日におきましては6時間勤務、これは週6日の36時間勤務ということで基本算出で考えてございます。

議長（重光俊則君）鱧谷副議長。

12番（鱧谷陽子君）正職員が1日6時間で、6日間勤務されるということではないのでしょうか。パートについてはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（重光俊則君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）基本的には正職員につきましては、平日月曜日から土曜日の週6日というふうを考えてございます。臨時職員につきましても、補助に回るという形になりますので、1対1の考え方で、各クラブに2人を配置するという意味合いにおきましては、臨時職員もその通用になすということで、週6日の勤務を今現状は考えているところでございます。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）少しだけ補足させていただきます。課長、説明のとおりでございますが、我々あくまで今後の最終的な入札に向けての当然予定価格を設定する段の、あくまで今の段階は設計の素案になってくる部分でございます。その中では労基法に基づく労働時間、これをきっちり守りながら適正に配置していく。もう一方では、本町にございます基準がございますので、この基準に基づいて何人配置すべきかというようなところでまずシミュレーションしたと。これが最終的には、あるA社が落とされた場合はA社の規定に基づく労働になってくる、単価についてもそうなるであろうというところで、ちょっとそこの現実の話とこのシミュレーション上の話はちょっと違う部分が出てきますので、そこをまずご理解いただけたらと思います。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）現在の運営形態と指定管理に基づく運営形態との違いということを確認しておきたいんですが、現在は、町はNPOに対して補助金を出しておりますが、実際の学童の運営の仕方については、いわば余り介入しないというか、そういう形でやっているのではないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

議長（重光俊則君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）今、現状につきましては、補助という形になってございますので、熊取町としては補助金を支出するという意味合いにおきまして、その補助金が正しく使われているかというところは、まずもってこれまでもやってきたところでございます。さらに、平成27年4月1日以降につきましては、新たな支援制度が開始されまして、その前提に立ちまして施設の整備基準、こういったものにつきましても事前に条例で定めておりますので、その条例の基準を満たす保育、最低基準を満たすこういったものにつきましては、熊取町としても現在においても管理をしているというような状態ではございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その辺はわかっておりますが、開所日数とか開所時間とか、そういったことについては、現在はNPOのほうに、いわばNPOで決めた基準で運営されていますよね。そうだと思うんですが、指定管理になった場合には、その辺は町のほうが主体的に決めていくと、そういうことになるのでしょうか。その辺はどうなんですか。

議長（重光俊則君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、開所日数につきましては、条例のほうで具体的に示してございますので、その日数以上開所しないということになってございますので、開所日数につきましては現在それも満たされているというところで、熊取町としては基本的には月曜日から土曜日の保育、長期休み期間のときには、それに応じた開所時間を今後も継続させていきたいというふうには考えてございます。それにつきましては一定、今回3月議会に上程させていただく予定である条例等にもそういった基準につきましては盛り込みたいというふうには考えてございます。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）少しだけこれも補足ですけれども、議員おっしゃいますとおり、今現在はNPOが主体になって、こちらに補助金を支出しています。もちろん町としても補助金を支出している部分がございますので、当然運営の責任がある。ただし、あくまでも実施主体はNPOということで、議員おっしゃっていますとおり、NPOが主になっているんことを考えてやっているというところがございます。これが指定管理になりますと、委託になっても一緒ですけれども、町の直接事業、これを委託するという形態をとる形でございますので、全て学童保育所そのものも町の施設として設置、そのほかの開所時間ですとかいろんなものにつきましても、基本的には条例規則等で定めると。それは何に基づくかという、設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらのほうで一定決まっておる部分がございますので、これに基づいて設置していくと、設置運営してい

くという形になると。したがって、我々が、熊取町が責任を持って実施するという形態になるというところでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ちょっと私の聞き方が悪かったかもわからないんですが、開所時間というよりも職員の勤務時間です。勤務時間は現在、さっき鯉谷議員もお聞きしたように、現在はたしか10時からですか。午前中から職員が来て、準備とかいろいろ働いているかなと思うんですが、そういうことについては、指定管理に移行した段階でも、やはり職員の勤務時間を町のほうで主体的に決めていくということになるんでしょうか。

議長（重光俊則君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）基本的に今のNPOとの比較ということになってしまうと、そういう考え方も出てくるかと思うんですけども、今、私どもがシミュレーションしている中におきましては、学童保育所を運営するに当たっては、この時間で妥当であろうというふうに考えている時間はございます。これは、平日におきましては13時から19時ぐらいが妥当じゃないかというふうに考えてございますし、土曜日とか長期休暇中につきましては8時半から19時、これは開所時間の延長も含めました時間というふうなのが、学童保育所の現場での開所ということにおきましてはこれで十分なのかなというふうに考えてございます。

ただし、どういった団体、会社がこの業務を担うかということにおきましては、それぞれの会社におけます待遇であるとかによって、本来の勤務時間はこれやけれども熊取町の学童保育に関する部分はこの部分ですよというような形での指定管理委託料の算定になるものと、今は考えているところでございます。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）ちょっとまだご納得いただけていないようなところでございます。もう一度同じことの繰り返しになるんですけども、あくまでも我々、このシミュレーション、試算の中でやっておりますのは、指導員は基本的には2名以上必要だよと。この2名ともに有資格者を想定しているよと。1名は正職を想定している、これは13時から19時まで。もう1名が臨時職員で同じく13時から19時までで、あといろんところはございますが、これはあくまでシミュレーションの話でございまして、我々が設計している段ではこの時間帯、2名正職と臨職が最低でもいてくださいねという。

実際A社になったときには、A社は勤務形態が例えば9時から19時までだと、これを正職で交代していますねんというような形になれば、それはそれで結構ですよと。ただ、我々の指定管理の入札等に当たっては、この時間帯は必ず2名、正職と臨職がいていような形にしてください、それに基づく入札をしてくださいねという形になりますので、ちょっとそこが冒頭私も申し上げた、この計算上と実際に働かれた場合のその会社での服務に基づく労働というのはちょっと変わってくる可能性があるというところなんです。

議長（重光俊則君）よろしいですか。江川議員。

13番（江川慶子君）ひまわりドームの指定管理のイメージでいろいろ私は想像しているんですけども、それでよろしいですね。だから業者のどこが入ってくるかで、そこが中身のプログラムとか、もろもろを考えるとということですね。

それで、私のほうで確認をしたいのは、2ページの2番のところの町の財政的負担というところなんです。現在、歴史あるNPOがここまで広がって、54年からですか、行ってきてくれているんですが、今、補助基準というのを申し合わせか、何か条例やったか、何か基準で計算を出されているんですね、児童の人数だとかで。それと比べて今回、その変更があるのかなというのをちょっと確認したいんです。

議長（重光俊則君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）こちらにつきましても、今、江川議員がおっしゃられたみたいに、今現状にお

きましては、町のほうでは要綱によって補助要綱を定めてございます。これにつきましては、国・府からの3分の1の補助が出る部分と、熊取町が独自に、NPOが今、保育料の減免をしている部分に対しての独自補助というものをプラスで支払いをさせていただいているという状況でございます。運営費に関する部分に関しましては、国・府の基準に基づいてやっているものでございますので、当然ながら、この指定管理者がどこになるかにもよりますけれども、その応分の補助、国・府からの補助基準を満たすような事業をしておれば、その分については当然、熊取町としても負担すべきであろうというふうに考えてございます。

さらに、保育料の減免部分に対する独自補助の部分、これにつきましても、今現状におきましては、引き続いてこれまでと同様に減免規定というものを継続させていきたいというふうには考えてございますので、それにつきましては補填分というものにつきましても、今のところはあわせて考えていきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。変わらないということで認識していいですね。わかりました。

どこの団体になるかというのは、これから公募ということなので、こういったプログラムで、この中でやってほしいということで公募することで、どこか入ってくるんですけども、今までやっていた補助金、それから減免の拡充の部分もあるんで、それも加算がちょっとあるかもわからないですけども、その部分も含まれて今までと同じような感じに入ってくるんだということですね。ありがとうございます。わかりました。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）この指定管理者になってから募集してから、もし、今NPOがやっていますけれども、これ管理者が変わった場合なんですけれども、指導員の方いきなり全員かわるのもありと今考えているのか、それとも今いている指導員の方、何人かずつ各クラブ残してくださいという条件つけるのかとかというのはどう考えていますか。

議長（重光俊則君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）そういった部分につきましては、今後また検討させていただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありますか。佐古議員。

10番（佐古員規君）ちょっと1点だけ確認のために。対象施設5つあるわけですけども、これはそれぞれで指定管理者を募集ということになるのか、一括になるのか。一括ですか。

（「一括です」の声あり）

10番（佐古員規君）すみません、ほな一括ですね。ありがとうございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありますか。矢野議員。

11番（矢野正憲君）5学童10クラブを一括で指定管に出すというふうなことなんですけど、それぞれ分けて10クラブあるから、小学校5つありますから、2つとか1つに分けたりとかというふうな、そういうふうな議論というのはなかったんですか、部内の中では。その中で切磋琢磨させようとかいうふうなそういうふうな議論はなかったんですか。その辺ちょっと聞かせてください。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）指定管理等につきましては、1カ所ごとというのはちょっとスケールメリットの部分で考えづらいなど。ただ、例えば3カ所と2カ所というような議論は確かに部内でもございました。ただ、先ほどもちょっと言いましたけれども、指定管理をする上では、やはり本町の規模ぐらいですと、5カ所一括で行ったほうがスケールメリットが働く部分があって、利用料負担が低減されるほうに働くだらうというふうなところを踏まえまして、5カ所というふうに現状考えておるところでございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）今まで36年間、1つのNPO法人がしてくださっている中で、利用者とか親御さんというのは、どういうふうな形でサービスを受けて、今受けているサービスが当たり前やと思って

いるような状況の中で、やはりいろんな選択肢があるようなそういったことを考えたほうが、確かにスケールメリットが出ますというふうなことであっても、これ子育て支援に準じるようなことでやるわけでしょう。じゃ、メリットも確かに出さないといけないけれども、通わず子どもが、本当に通わせたいような学童を選ばすというふうなことも、やはり選択というののもあってしかるべきかなというように思ったりするんですけども、その辺の議論も踏まえて、とりあえずは5学童10クラブはもう一括で出そうというふうな結論に達したというふうな形なんですね。とりあえずこの5年間は、というふうな形なんですね。その辺どうなのか、ちょっと。

14番（坂上巳生男君）中谷健康福祉部長。

健康福祉部長（中谷ゆかり君）いろいろ中では議論させていただきました。その中で、ちょっと坂上巳生男議員からのご質問にあったところにもございますが、我々直営でというか、実際に我々が学童保育事業というのをやって、積極的にどんと入り込んでやってきたという経験がございませんので、今回この5年間の中で、我々も学ばせていただかなければならないところがたくさんあると。果たしてこれで、課長が説明の冒頭に申し上げましたように、熊取町としてどういう学童保育を進めていくのかということにつきましても、我々にそのノウハウがないというところもございますので、この5年間しっかりこのノウハウを学びながら、丸々5年かけていたら次の指定管理に間に合いませんので、冒頭の数年間でしっかりと私たちが学童に対するノウハウを学び、運営のあり方、また従前から国のほうが申しております空き教室を利用したらとか、放課後子ども学習とともにするかそういったこともございますが、そういったことを学ばせていただきたいというところもございまして、今回ばらばらにしますと、私たち、こっちがええのかあっちがええのかということにも悩ましいところもございますので、5年間、5カ所の部分を一括で指定管理をさせていただき、その中でしっかりと、この冒頭の29年からでございますが、1年、2年でしっかりと自分たちも考えながら進めていけたらなというふうに考えてございます。

また、その中で実際のやり方、ここをこう改善しなければ次のときにはよくなるよというところも見ながらさせていただきたいというところもございまして、繰り返しになりますが、私たちが実際に学童保育所をどう運営したらいいのかというところを学ばせていただきたいという結果で、こういう形で提案させていただいているものでございますので、どうぞご理解のほうよろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）ある一定理解はするんですけど、学びながらノウハウを仕入れていくというふうなことなんですけれど、それやったら5年はちょっと長くないですか、実際問題としたら。と思うんですけど、その辺はどういうふうな議論になったのか、ちょっと教えてください。

議長（重光俊則君）中谷健康福祉部長。

健康福祉部長（中谷ゆかり君）実際のところ、3年なのか5年なのかというところの議論も中ではいたしました。ただ、子どもさんにとりましては、あしたから、3月31日までやっていただいていた方で4月1日から急に変わるというのが、ころころ何回も続くというのは、やはり子どもさんの成長にとってよくないのではないかというふうなことの中で、5年ということを選択させていただきました。本当は1年生から入った子が6年生までとかということもいろいろ話もしたんですけども、今回は私たちの中では、5年がいいのではないかということでご提案させていただいているものでございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）わかりました。ぜいたくを言えば、5年というスパンは少し長いなというのは感じます。そやから、いろんなことで新たなことを、ステップで今出ますから、指定管理者制度を入れるというふうなことなんで、体育館とかだと5年ですか。というふうにわかるんですけども、それは今までやっておったところにそのまま渡しおうたというふうなことで5年というふうなこともまあまあありなんかなというふうに思いましたけれども、今回はこれを見ていると、どうも主体す

る事業者をかえたいような意味合いも持っているのかなというふうに思いましたから、そういった意味やったら5年というよりも3年ぐらいのほうがええの違うのかなというふうなことも正直思いましたので、その辺5年に決まってしまったというふうなことなんで、変えてから「あ、あと5年も続くんか、4年も続くんか」というふうにならんように、それだけちょっと気をつけていただきたいなと思います。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、私も質疑というよりか、今回こうやって今まで54年からですか、一法人が学童保育を受け持ってくれていたんですが、その中で国の方針、子ども支援法ができて新制度ができた中で、やっぱり町が主体を持ってその運営をしていくという中で、思い切ってこの指定管理者制度導入に踏み込んでいただけたことを、すごくよう思い切ってくれたなというふうに思っております。一番何があるかというので、利用者の方の声というんですか、やっぱり経済的負担の軽減というもの、そういうものが一番大きいと思うんです。だから、そういったものも踏まえながら負担の軽減もしていただきながら、そして思い切ってやっていっていただけたらと思います。

この間も理事は一緒に行っていたいただきましたが、板橋区のほうに皆さんと一緒に視察に行かせてもらいましたが、そこはそういった民間とか企業とか一般の方の公募の中で運営をしていただいています。だから、思い切ってそういうことをしていく中で、子どもたち生き生きとやっていたよな、放課後。だから、そういうことを思い切ってまたそういう門戸を開くというか、そういう形で取り組んでいっていただけたらなというふうに思います。

そして、私たちが、午前からスタッフの方がいるのかというところの分についても、いつも意見言わせていただいていたんですが、その辺の見直し等も検討していただいていますので、本当にしっかりと町のほうが主体的に考えていってくださっているのだなということを思いました。

先ほど矢野議員も言われていましたけれども、この5カ所一遍にするというところとか、いろんなメニュー、一応その指定管理者を公募した中で事業内容とかそういったものが総合評価というふうには入っていますけれども、そういった事業内容のメニュー、民間が入ることによって、ほかでやっているところでは塾的なこともやっているようなところもありますよな。だからそういった総合評価の中でそういった事業内容も見えていただきながらやっていっていただけたらなというふうに思います。

また、さらに広げて、今、学童保育というのが、先ほど部長も言っておられましたように、共働きの家庭の子どもだけではなくて全ての子どもの、板橋区はそうでした、全ての子どもの居場所づくりにつながっていくように検討していただきたいと思いますので、要望だけしておきます。お願いしておきます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

ちょっと私のほうから質疑がありますので、議事の都合により、一時、議事の進行を副議長にお願いします。

副議長（鱧谷陽子君）議長から指名がありましたので、一時、副議長の私が議事を進行いたします。それでは、重光議長。

2番（重光俊則君）今、学童保育の指定管理制度の導入についてという説明があつて、非常にこれは唐突もなく私は出てきたように思います。

議員の皆さんは、民間が入って来るならば仕方がないのかなという意見がかなりありそうなんです、この目的は端的に言うと、現在までの学童保育は一時全体解体して民間事業者を導入すると、そういう前提に立つ。その目的は保育料を軽減すると。その保育料の軽減は1万円が9,200円、その目的のために、この5年間こういうやり方でやると。今までの学童保育をまるつきり白紙にして、民間事業者を入れた学童保育を29年度からスタートするという位置づけでよろしいですね、理解は。

副議長（鱧谷陽子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）すみません、それに対しましては、こちらにつきましてはあくまでNPOあり

きということではありませんけれども、NPOを排除するというものでは全くございません。これは公平、公正に選定委員会にかけてやっていくということでご理解いただけたらと思います。

副議長（鱧谷陽子君）重光議長。

2番（重光俊則君）選定委員会にかけるということは、A、B、2社があればどちらかを選定することですから、どちらかしか採用されないんですよ。その場合はNPOを否定するんじゃなくて、NPOが落ちたらNPOはなくなるんですよ。だからNPOがその選定で落ちててもNPOは仕事が継続できるわけじゃないでしょう。だから、今NPOを無視しているわけではないと言ったことであれば、条件的にNPOに仕事を継続させるということを考えていますか。そうじゃないでしょう。指定管理者でAかBか決めるということになっていきますやんか。今言ったのは詭弁であって、この制度を利用したらAかBかになるわけですよ。NPOは今までやってきたけれども、それを無視するわけではないというのはおかしくて、この制度自体は、もう完全に民間で手を挙げた人で指定管理者を選定してオーケーが出たら5年間任すんやとそういう方向であるというのは、それは間違いないでしょう。

それと負担額は、私はこの学童保育のあり方で、学童保育の費用が高い低いというのは非常に議論が今までであったわけですよ。周辺自治体に比べて、6,000円のところもあり、4,000円のところ、2,700円と、非常にたくさんいろんなところがあるわけですよ。熊取町は、この5年間、9,200円が適正な学童保育料金だということを決めるということですよ。これは書いてあるのは1万円が8,000円になるわけじゃないわけや。間食代1,200円を含むから1万円の中に1,200円を含んでいるわけです。指定管理者は8,000円と書いているけれども、それで間食代入れたら9,200円になるわけよ。これを1万円と8,000円でいかにもごまかし、2,000円下がりますような書き方になっているけれども、そんなことじゃないわけよ。

そういうことはちょっと言葉を余り荒げてもしようがないですけども、いわゆる1万円が9,200円になりますよという、端的に言うたらそういうことなんですよ。9,200円の学童保育をやっていたら、熊取町は子育てを今までどんどん推進しているけれども、それで近隣市町村に対して、それが学童、熊取町は子育てに優しい町だということのPRできる町になるのかどうかというのは検討されているかどうかですよ。

近場だと、泉佐野市が完全民間の学童保育をしていますよね。泉佐野市の学童保育料は幾らですか。

副議長（鱧谷陽子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）現状におきましては6,300円で、おやつ代が1,000円というふうに聞いております。

副議長（鱧谷陽子君）重光議長。

2番（重光俊則君）おわかりのように泉佐野市では六千幾らで学童保育に子どもを預けられるんですよ。熊取町は5年間、9,200円で学童保育に行かすわけですよ。そういう中で熊取町が子育てのしやすい町だと言えますか。そういうのを堂々と出してくる。

それは管理者指定制度を出すのはいいですよ。民営化するというのはわかりますよ。だったら、その料金設定は他市町村に比べて遜色のないものにする。熊取町に来たら子育てしやすい町にするというのは当たり前の話でしょう。それが全然考慮されていない。これは今言っている議論を聞いても全然進まないから言わないですけどね。

もう一つ、学童保育とともに放課後学習をどうしようかという議論があったんですよ。学童保育に行かない、だけど東と西だけ一部、放課後学習をやっていると、あとの3校はそれを検討すらされていない。前町長は退職の立候補するときに、放課後学習を前向きに検討しますと約束しているわけですよ。放課後学習、これは前町長が落選したから、これは消えたとしても仕方がない。しかし、新町長は、学童保育については十分その拡充、改善を検討しますというのは公約の中に入っているわけです。

そういう意味で、学童保育というのは学童に行っている子だけの話じゃないわけですよ。放課後、子どもたちがどういうぐあいに子どもたちの安全を確保できて、そういう子育ての親御さんを補助できるか、熊取町がどれだけそれをサポートしているかというのを示すことの一体として考えなあかん位置づけにあったというのをずっと議論してきたわけですよ。ただ、今までは放課後学習はしんどいからやらへんということを、教育長が2校で十分やと、大変なんやということで放課後学習の検討は進んでいない。それでここで終わっていますけれども、新町長になったら、それも検討されていくんだと思いますけれども。

今、指定管理者制度の導入をして、条例をつくるわけで、条例の中には8,000円というのは書いてあるわけですよ。これが5年間そのままいくわけですよ。ここでこういう選定をして、5年間、熊取町が子育ての町ですなんて大きな声で言えないですよ、恥ずかしくて。その辺は、これを今、提案説明されていますけれども、それをどの辺に置くのかというのは十分議論がない。議員の間での議論もないし。そういうことを今の実際にやっているNPOの人たち、あるいは父兄の方たち、アンケートはとっていないはずですよ。そういう方たちのディスカッションも対話もなく、これが5年間、今から決まっていくというのは非常に熊取町にとって大きな損失になると思うんです。

だから、これについて意見を聞くと、今までのことを言われるから意見はきょう聞かないですけども、そういうことを十分に理解した上でこれが提案されているんだということを認識していただきたいと思うんですよ。この9,200円で今からずっと熊取町の学童はそれでいくんやと、それ以上の手だてではないんやと。だけど、泉佐野市の民間業者を使ったら六千何ぼでやるはずですよ、それは。泉佐野市だけ違いますよ。関西一円でずっと展開してきているんですよ、学童保育を。非常に入りやすい業者なんですよ。そういうのがおるにもかかわらず指定管理者業者にするから、9,200円じゃおかしいでしょう。すぐ近くでそういう業者がいる。そういう業者に手を挙げさせないんですか。そういう業者が来たら九千何ぼでやってください、もうけはもうけでやりましょうということになる。そういう指定管理者制度になっていて、泉佐野市がそういう民間業者でやっているわけ。だから、明らかにもう今選ぶのであれば、泉佐野市の業者に頼んだらそれだけのサービスが提供できるわけでしょう。その辺はどう考えているんですか。

副議長（鱧谷陽子君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） まず前提としまして、今回の資料におきましても8,000円以内という表現をさせていただいております。これは詭弁とまた言われるかもしれませんが、これは条例上の仕組みにおきまして、体育館等も参考にしまして、あくまで予定価格的なものというふうに捉えていただきたいと思います。それで提案をさせていただく。あとは、この8,000円以内において、どういった保育料が適正であるかということと、事業者がどういった保育をやっていくか、こういった中身を要綱に基づいて募集をさせていただく中において、総合的に料金の部分、付加価値の部分、こういったところを評価していくというふうに考えてございます。

ですので、結果的にこの8,000円が7,000円、6,000円という提案になるかもしれませんが、今、参考に載せさせていただいているのが1,200円というおやつ代でございます。これはNPOが今徴収されている一月のおやつ代がこれであるというふうに載せさせていただいておる比較のための表でございますので、その提案されてきた保育料、さらには仕様書のほうでも、恐らく私どもは現在の保育料よりも逆転してはならないというふうに私どもは原点は立っておりますので、おやつ代と保育料、仮に保育料が安くなったとしてもおやつ代が多く取られておりましたら、これは本末転倒な話になりますので、こういったところは仕様書なりで縛りをかけていくということを考えてございますので、今、仮に現時点でNPOが落札された、ほかの事業者が落札されたということにおきましても、このままの、今、議長がおっしゃられたみたいなの8,000円丸ごと、1,200円丸ごとというようなことには必ずしもならないのかなというふうに考えてございます。

副議長（鱧谷陽子君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 課長申し上げたとおりでございます。冒頭から私申し上げますとお

り、現段階でのシミュレーションに基づくものですので、最終入札のときには、もう少し精査した額、8,000円以内になっていますが、これは実際には7,500円になるか7,400円に設定するのか、ここはまだもう少し我々も精査したいというふうに考えていると。

その中で、結果的に先ほどおっしゃっていただきましたように、現NPO以外の業者が落とすということも可能性としてはもちろんあると。もちろん公募するというのは、いわゆるそういう競争性を持たせることで、一定経費の縮減を図るという面もごございますので、そこは一定制度としてはそうなのかなと。

1点ありますのが、我々、先ほど部長も言いましたように、実質的な経験というのはない中で、今回この指定管理者のことを検討する中で、現在のNPOにもたくさんご意見を聞き、キャッチボールしながら今日に至っておるというところでございまして、実際、子ども・子育て支援計画をつくるときの学童保育所の利用者アンケートの中でも、やはり利用料が高いという部分のアンケート結果、約半数以上の方が出ておられていたというところ。ただし、これが8,000円なのか7,000円なのかというところというのは、そこまではございませんが、一定やはり低減化を図っていくのがニーズに応えることになるのではないかとというところまで今日に至っているというところもご理解いただけたらと。

副議長（鱧谷陽子君）重光議長。

2番（重光俊則君）今のこの時点で議論をどんどんやっていくというのは非常に難しいところもありますけれども、予算委員会とか各委員会で条例提案とかある中で検討していく必要があると思いますけれども、やはり藤原町長におかれましては、これからの熊取町の子育てをどうするのかという大きな位置づけになる施策だと思われまますので、その辺を十分にご考慮いただいて、今後のスケジュールの見直しも含めて検討していただきたい。

これは、29年度の指定管理者による管理運営を開始するためには7月に募集せなあかんということからこれは来ている状況だと思われまますけれども、必ずしもそうではないし、それから、中谷部長は経験がない経験がないとおっしゃいますけれども、自治体というのは、大体職員というのはほとんど新しいことには経験がないわけですよ。それを何で補うかといったら、周辺自治体あるいは先行事例、いろんなものを勉強して、いろんな制度の欠点とか、いろんな事例を学んで、それを評価した上で新しい施策を取り入れるわけで、この5年間で勉強しますというのでは非常におかしいと思うんですよ。この5年間は行政そのものであって、これは住民がそれをそのまま受け取るわけですから。そういう姿勢ではなくて、それをやるんだったら入る前にきっちりすると。5年間も住民を辛抱させるんであれば、1年これの検討をおくらせても最善のものをつくり出すという方向でない、いや、5年間の間に学びます、それは非常におかしいやり方だと思います。

新しい施策をやるんであれば、当然、それを十分検討していただきたいと思いますが、藤原町長が新たに学童保育、放課後学習の事業についてどういうことをされるのかというのは、全然まだ私どもに聞かされておられませんけれども、突然これが出てきたんで非常にびっくりしているわけですが、その辺やはり今から議会を通じてその辺は確認させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。きょうは、その要望で私の意見、質問を終わります。

副議長（鱧谷陽子君）町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）学童保育所の指定管理者制度導入でございますけれども、ちまたでは料金が高いというふうなことがよく聞かれます。その中で、できるだけ料金を安くするというのが、働く世代への支援かなというふうな思いもございませうけれども、きょうは説明という場でございますので、この件についての議論は、また予算委員会、各委員会でやっていただければというふうに思います。きょうは説明する場ということで、ご理解を願ひたいと思います。もっと深めた議論をその場でしていただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（鱧谷陽子君）重光議長。

2番（重光俊則君）藤原町長から、今、そういうところで議論をとりましたけれども、やはりここへ来るまでに議論が必要なんですよね。ここはもう土壇場なんですよ、このきょうの説明は。もう3月議会上程される位置づけですもんね。だから、こんな重要事案を、やっぱりそのときは藤原町長おられなかったからできなかったわけですけども、やはり事前に、そこへ行くまでに本会議で、委員会で採決されるまでに十分な対話ができる、それは新町長が言われていることですが、ぜひともよろしく願いいたします。

副議長（鱧谷陽子君）それでは、以後の進行は議長にお願いいたします。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、今のを聞いていて、この学童保育所のことにつきまして、いきなりという形にはなっているかと思いますが、これは常に議題に上がっていた案件やと思うんです。議会の中でも、この学童保育所の運営については、実態はこのままでいいのかというのはずっと常にいろんな委員会の中で話出ていましたし、国の制度も変わった中で、やっぱり一定見直しが必要やということで、前の副町長もそんなふうに答弁されていたので、いきなり上がってきた案件ではないというふうに私は理解しております。

それと、今現在やっただきさっているNPO法人も公募の中で応募もできますし、今、このNPOは保護者会からまず始まって、保護者の方に負担が大きくなっているというふうに聞いています。ですので、これを指定管理にすることによって、町が責任を持つことによって、今の現在のNPO法人の保護者会の負担がなくなるのではないかと、そのように思っておりますので、いい方向に理解をしていただいたらどうかと私自身思いますので、ちょっと意見を言わせていただきました。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）すみません、一言だけ。これをするによって、定数ということで学童保育所というのは待機児童がゼロとうたっておりますけれども、これをするによってまたふえる。ふえるとなると、今度は手狭になってくる場所が出てくると。そういったことも踏まえて、しっかり検討のほうをお願いしたいと思います。もう要望だけで終わっておきます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はないとしてよろしいですか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、学童保育所の指定管理者制度の導入についての件を終了いたします。

会議の途中ですが、ただいまから3時30分まで休憩します。

なお、説明が終わられた皆様には、これにて退出していただいて結構です。

じゃ、3時半から再開いたします。

（「15時20分」から「15時31分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件6、「永楽ゆめの森公園」の管理運営についての件を説明願います。山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）それでは、案件6、「永楽ゆめの森公園」の管理運営についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

1点目の背景・目的でございますが、永楽ゆめの森公園につきましては、昨年11月21日の開園以降、予想以上の盛況ぶりです。2カ月間で約7万5,000人の来園者数となっております。ちなみに、昨日2月18日時点の来園者は9万3,000人を突破したところでございます。この間、渋滞等対策に係る臨時駐車場増設や交通警備員の増員など維持管理費が増大してございます。特に、土日祝日等には来園者による渋滞が著しく、何らかの対策を講じる必要があるため、受益者負担の原則に基づ

き、維持管理費の財源確保とあわせて今後の管理運営について検討するものでございます。

2点目の①管理体制でございますが、平成27年度につきましては、管理人が2名体制で、交通警備員が、土曜日が4名、日曜、祝日等が5名体制としてございます。28年度につきましては、管理人を1名増員し3名体制で、交通警備員は平成27年度と同様としてございます。

次の②維持管理費につきましては、表のとおりとなっております。平成28年度におきましては、表中②の合計欄のとおり約2,360万円を計上させていただいており、③の欄の昨年3月12日の議員全員協議会でお示しいたしました経費と比較しますと、管理人が1名増員、交通警備員が皆増及び草刈り費用などが増額してございます。これらにつきましては、いずれも開園後の状況を踏まえまして、必要な経費を見直しさせていただいたものでございます。

3点目の指定管理者制度につきましては、これまで議員の皆様からのご質問でもご回答させていただいておりますように、平成29年度からの導入に向けまして進めてまいります。

4点目の維持管理費の財源確保につきましては、駐車場の有料化を検討するものでございます。資料には、平成29年度から土日祝日等において、一律500円を徴収させていただいた場合の年間の概算駐車場料金を試算したものでございまして、約2,432万円となっております。

5点目の検討結果でございますが、駐車場料金徴収に係る費用としまして、パーキングシステムを導入した場合に、リース料金を含めて約600万円の費用が別途必要となりますが、今後、必要な維持管理経費に対しまして、一定財源確保が図られるとともに、渋滞緩和の一助となるため、駐車場料金につきましては、平成28年度内より徴収を開始し、指定管理者につきましては、平成29年度より導入したいと考えてございます。

なお、実施に当たりましては、駐車場料金を最大500円とした利用時間対応料金制について検討するとともに、バスの対応についても検討してまいります。

裏面の2ページには、近隣公園の駐車場料金を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上で、「永楽ゆめの森公園」の管理運営についてのご説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。服部議員。

9番（服部脩二君）1ページの4番の維持管理費の財源確保のところ、駐車場の有料化（土日祝日等）となっておりますが、平日は料金取らないんですか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）この費用につきましては、あくまでも概算費用ということでお示しさせていただいておりまして、平日も含めて有料にするのか、あと駐車場料金を幾らにするのか、それは今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）反対です。公園利用だけじゃなくて、永楽ダムに来られている方、健康増進のために走ったりしている方も一律ですよ、これお金取る、土日は。これはないでしょうと思います。ぜひ取り下げてもらいたいなと思います。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）議員のご意見も重々理解はしてございます。ただ、それも含めまして、先ほどご説明させていただいたように、利用時間対応の料金制というのも検討してまいりたいと考えていますので、例えば短い時間でしたら料金を抑えるとか、その場合は無償にするとか、ゼロ円にするとか、それも含めて今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）有料化だけは今回提案ということで、あとは中身については考えるということなんでしょうけれども、渋滞緩和の一助になるということはないですよ。駐車場有料になってから、出るのにどれだけ時間がかかるか。いろんなところで有料化になったときに、出るときにも時間がかかるし、入るときにも時間がかかるし。有料化になることによって車の台数が減らすという意味なんでしょうかね、この文面から見たら。これはちょっと説得力に欠けるなと思います。来たい人は来られるんで。

それで、墓地を利用している人は墓地のほうに入るから、その人たちは無料だよという形になるのかな。その辺も検討になるんだらうけれども、ちょっとこれはどうなのでしょう。うち、親戚おるから墓地利用すると来たら、墓地のほうにすっが入って無料になって、遊んで帰る、何かごたごたになると違うかなと。これはちょっといただけないなと思っていますところですよ。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）議員ご指摘のとおり、無料が最大の住民サービスというのは我々も重々認識してございます。この有料化を考える前に、ほかに今回も開園以降、新たに臨時駐車場というのを、これは公共用地活用できましたので、約30台ふやしてございます。そのほかにも近くに、例えば民地でここは駐車場に適したところだなという方にも、ちょっとお声がけをしてご協力をお願いしたところではございますけれども、利用の予定があるということで、やむなく確保できなかったということもございます。

そうしたこともあって、あと、そしたらこの渋滞緩和、どうやっていくかと申しますと、一定駐車場料金をいただいて受益者負担という考えでございまして、近隣の公園でも府営公園は当然もう取ってございまして、阪南市にわんぱく王国という公園もございまして、これも有料でございまして、ということもございまして、やはり受益者負担の原則等も勘案しまして、ご指摘のとおり、公園ができるまでは、今も無料でございまして、そういった方もこちらの公園で取れば当然自然公園に来る方との不公平差等も出てまいりますので、この有料化につきましては、自然公園に来る方も公園に来る方も、公園のあそこの駐車場、5駐車場までございまして、それらを含めて全て有料化を検討したいなということで現在思っております。

それとあと一点、墓苑に来られる方、これにつきましては、当然公園利用者と明確に区分けする意味合いで、現在、墓苑の区画所有者に対しては無料の許可証を発行する予定でございまして、墓苑の利用者と公園の利用者を明確に区分けできるような対策と措置というのはとる予定でございまして、何とぞご理解をいただきたいなということでございまして。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）すみません、何かお墓は持っている人だけがお参りに来るんじゃないかと、親族、皆さん来られるんですよ、お墓って。だから、持っている人だけ無料やけれども、親族の人はそしたら有料ということになるんですよ、今のお話でしたら。お参りに来た方、ついでに遊ばれる方、そんなことを考えると、それよりも先に土日の循環バスやってもらって、渋滞緩和のためにご協力くださいということで、役場から出しますよと、駅からも乗れますよというふうなほうが、よっぽど渋滞緩和になるん違うかなと思います。まず、それをやってから、最終手段として有料化検討ということもあるのかもわからないですけども、今これはちょっとというのは反対です。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）バスにつきましては、また一般質問のほうでもご質問出ていますので、そちらのほうでまたお答えさせていただきますけれども、議員の皆さんからのご意見、ご要望もございまして、また藤原町長の公約にもございまして、土日運行については早期に対応していきたいと、これと並行してやりたいとは考えております。今言えるのはそれぐらいで許してください。

以上です。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それと先ほど江川議員のほうから墓苑に家族で来られたという方で、親戚も来られたという方で、そこで明確に今区別できるのは、墓地所有者に対して1枚の許可証を渡しているということです、これがその方に対して1枚でございますので、うちのほうでそれを把握できるとなれば、その1枚のカードを車の前に提示していただければ、それしか判断の基準がございませんので、それに後に連なる車というのは、当然これは無料の許可車じゃないということでの判断になるかと思えます。

それと、今まで公園ができるまでは、墓苑の車であそこ15台程度とめるスペースがあるんですけども、お盆、彼岸で満車になって渋滞というケースはございません。このゆめの森が絶対数の来客が、先ほど課長のほうからもございましたけれども、土日2,000人から3,000人というのは相当な数でございますので。これで今後時間制の導入等も検討してまいりますので、例えば1時間200円、3時間まで300円とか、そういったいろんなできるだけ住民の負担を軽減できる方向で検討してまいりますので、その程度の例えば200円でしたら缶コーヒー2本分のお金で半日公園に来られるということを考慮しますと、当然受益者負担というのを重々、住民の方にご理解いただきたいなということでは思っております。よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。矢野議員。

11番（矢野正憲君）永楽ゆめの森公園をつくるときに、いろいろ皆さんのほうから説明を受けたときに、蜻蛉池公園、入場料無料ですけど、駐車場代金600円取られるんですよ、だけど今回つくる公園は取らないんですよというふうな説明等も受けましたよ。それが値打ちがある分やなというふうなことも理解していました。そういった意味合いで賛成もしたというようなところなんですが、順番的にいうたら、今皆さんあれですよ、広報くまとり等で永楽ゆめの森公園のほうの店子を募集しているんでしょう、今、店を出してくれるような人たちを募集しているんですよ。そういったことをしっかりさせていただいて、この公園来たら、ああ、500円払っても価値ある公園やなぐらいのそれぐらいの公園に育ててから、そこからたくさん来られるから、ちょっとすみません、皆さん、500円ずつ駐車場代金もらいますよというふうな、そういった考え方をしたほうがいいんじゃないですかね。

今、現時点、11月21日にオープンして、3カ月でしょう。たくさん来てくれているわけですよ、もう少しこれ、時期尚早で早いん違いますか。現実1年ぐらいたってから、どういった現状になるのかというのは、やはりそれはもう皆さんしっかりと見守るべきやと思いますけれどね。今つくってすぐにこれ出されて、賛成せいと言われても、それは僕らとしてもなかなか賛成できないですよ。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）矢野議員、ほかの議員の言われるとおりでございます。私らもやっぱり無料で、先ほども理事も申しましたけれども、やはり無料というのは一番の住民サービスにつながるというものでございますけれども、ところがオープンするまではいろいろあれしたんですけども、オープンした以降、これだけの盛況やということで、いろいろ仕掛けやって来てもうと、矢野議員もおっしゃいますけれども、その仕掛けなしで今の遊具でこれだけ来ていただいているんで、あとは一番問題なのが地元、成合区の渋滞なんですよ。やはり成合区からも苦情がかなりございます。それだけではなしに、やはり維持管理費もこれだけかかってきますので、その辺見合わせて、実質、今言うてますけれども、大体オープンして約1年後ぐらいから駐車料金をいただくことになるのかなと、28年度中と書いていますけれども。指定管理者につきましては、29年度の4月から予定しております。ですので、大体1年間ぐらいは無料をご利用いただいているという形で、今ちょっと3カ月ぐらいでこんなこと言うてますけれども、やはり状況を見ていきますと、駐車料金をかけさせていただいても不自然じゃないのかなというふうには考えております。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）もう一回言います。皆さんに喜んでもらえるような、利用してもらえないような公園に育ててから、駐車場料金500円、あ、これはもうしょうがないな、いろんな形でやってくれてい

るわ、いろんな出店も出ているわというふうなことを住民から声が出るぐらいまで育て上げて、そこから取ったらどうですか。僕はそう思います。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）それはよくわかるんですけども、今の姿でも十分喜んでいただいているというふうに私ら捉まえていますので、そういう仕掛けは今後やってはいくんですよ。ですが、その以前にもう既にこれだけの来園者がございますので、ただ指くわえて見ているわけではございませんので、その辺は何か手を打っていきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）僕も今このままの状況で500円取るんやったら、ちょっと遊具とか足らんかなと思うんですけど、それはまた次の機会にしておいて。駐車場のこの概算のところでは380台という試算した根拠を教えてください。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）380台の試算した根拠につきましては、開園式典を含む1カ月目を除きまして、開園の2カ月目の12月21日からことし28年1月20日までの1カ月間の来園者数が3万4,000人ということになってございます。これを1日当たりで割り戻しまして、あとそれを1台当たり3名で来園いただけるということを仮定しまして、割り戻したものでございます。数字でいきますと、3万4,000人を30日で割りまして、かつ3人で割りますと377.7台ということになっております。それで数字のほうを380台というふうにさせていただきました。

以上です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）矢野議員と同じで、今ちょっとこれ有料にするのは時期尚早かなというのは思っております。これ渋滞緩和の一助になるというのはどうも解せん話で、もっとどっさり来てほしいということで、シティプロモーション推進課が一生懸命募集かけたわけです。そやのに、来てもらったら困るみたいな感じのこれはちょっとどうかなと。渋滞緩和は渋滞緩和で、また別の方法いろいろ、今言われているバスの乗り入れ、土日運行であったりとかそういったこともありますし、何か公共機関をぜひ使ってくださいというような、そんな方法では渋滞緩和はいけるんかなと思うんですけども。これ、例えばですけども、受益者負担で駐車場、ひまわりドームでも今無料です。そういったところも検討の一助にはなるかもしれないんですけども、役場も駐車場無料です。だから、そういったこともあるんで、これちょっとできたら慎重に考えていただきたいというふうに思います。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）ちょうどうちの公園担当の施設で野外活動ふれあい広場というのもございます。これも駐車場は無料ですけども、施設の利用料というのは頂戴してございます。ご指摘のドームにつきましても、使用料というのは、駐車場は無料ですけども、使用料という形で一定受益者負担という形で徴収してございますので。

実態、私も開園以降3日間続けて現場で巡視した中で、もういっぱいになってきますと、当然駐車場には入れない。ずっとダムのほうから高速のトンネル、そこからさらに下の成合の村のほうへ約100メートルぐらいずっと渋滞した状況が続いていたと。今も土日祝日の天気のいい日、特に暖かい日。我々も冬場になれば一定減るかなという認識があったんですけども、同じように渋滞がずっと行く中で、そういった方は公園に行きたくても行けない。例えば30分、1時間並んだ状態でやっと入るとか、そういった方も。中には、当然有料にすればというお声も多々お聞きして、そしたら少しでも車が減るんじゃないかというご意見も頂戴した中で。

先ほども部長が申し上げましたとおり、28年度中の有料化ですので、28年頭からというわけではなくて、多分、今の予定しているのは、まず当然有料化となれば条例制定していった、秋口ぐらい

からのことにはなるかと思いますので、約1年経過した中でというふうにはちょっと思っておりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ご理解できないと思います。渋滞緩和をとというよりは、何か今聞いていたら、要はようさん来てくれんなとしか聞こえないんですよ。だから、そうじゃなくて、やっぱり来てもらうための方策で、例えばひまわりバスを土日運行、もうこれで公共機関を使ってくださいというふうなそれをやってから、こちらのお金有料化しますというのであれば、まだ話もわかるのかなと思うんです。

だから、その辺もいろんな、例えばお金を取る手段というんですか、先ほど言った入園料を取るというのも一つの方策かもしれませんが、何か一つ別の有料遊具をつくってそこでお金もらうとか、いろんな方法もあるんですけども、その辺いかがでしょうか。要はお客さんをふやすということを考えていきたいなと思っている矢先、何か余りセーブしたいみたいな、そういうふうにはしか聞こえないんです。その辺いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）おっしゃることはよくわかるんですけども、やはり来過ぎているというのも私らは思っています、はっきり言うて。来過ぎています、確かに日曜日は。冬場でこんな状況で、これからゴールデンウィークとか夏場行く中で、まださらにふえるであろうと思っています。

先ほど交通機関の言いかけましたけれども、また一般質問で二見議員からあるんですけども、土日運行は、これは来年度考えていますので、早期に導入したいと。この駐車料取るまでには導入したいと思っております。ですので、何らかの手を打ちながら、駐車料金を取りたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）実際の公園自身のキャパというのはどれぐらいなんですか。今、来過ぎているというのは、駐車場が足らんということですか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）現在、駐車場が臨時駐車場増設した分も含めて193台ということになっております。キャパということですけども、ずっと日々、来園者カウントさせていただいてまして、やはりこの季節で天気のいいちょっと暖かい日で3,500人ぐらいの来園者で来ていただいています。それで大体かなりの回転数で車も出入りしているというふうに認識しております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）公園自身のキャパは3,500人でいっぱいいっぱいですか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）お子様に人気のあるというか、ふわふわドーム、あと大型滑り台等の遊具については、かなり混み合っているような状態となっております。

以上です。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）議員の皆さんご存じやと思いますけれど、オープニングの当日、そのとき約6,000人弱の、あの状態で6,000人弱です。あれがもういっぱいいっぱいぐらいかなと思っております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）6,000人ということなんで、公園自身はそれぐらいキャパはあるのかなと。それ以上で危険が伴うようであれば、もうこれはいたし方ないんですけども、駐車場ということであれば、ぜひ公共機関を何とかしていただく、早期に検討するのと、それから、例えば土日で何歳までの方は感謝デーじゃないですけど、そういった無料の日を設けるとか、そういったこともこの有料をするというのであれば、そういったのも何か考えていただけたらなど。これでせっかく今来て

くれているのに、これで減ったからラッキーというようなことのないようにしたいなと思っているんです。ですから、何か利益を生むような方法も今後いろんな知恵を出して考えていってほしいなと思います。

せっかくシティプロモーション推進課が宣伝して来てもらっているのに、それが来過ぎているというのは、ちょっとうれしい悲鳴なんですけれども、それをやっぱり有効に使っていくためのお金を落とす施策、そういったものを何か、例えば客が来るのであれば広告収入をもっとどんどん入れていくなり、企業の広告収入を得られるであったりとか、そういったこともいろんなことを検討できると思うんです。ですから、客が来んようにするというよりは、今のを維持する。もっと来てもらえる方法をちょっと考えていってほしいなと思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）議論の場でないということで、ちょっと僕も1点だけ。僕は基本的に、前の9月議会でもお伝えしたんですけども、駐車料金を取ることに 대해서는賛成しています。ただ、やっぱりちょっと時期としては早いという部分があって、先ほど皆さんがおっしゃっているように、まずバスがきっちりたくさん不便がないような形でいけるようにしていただきたいという部分と、やっぱりこの状態でいくと、住民の方たちは何やとなると思うんですよね。

私が9月議会で有料化をお願いしますというふうにお願ひした部分は、その背景にはやっぱり維持費であったりとか、夏場これから多分また熱中症という形で多くの児童たちが問題が出てくると思うんですけれども、ちょっとした水遊び場をつくるために、例えば駐車料金であったりとか、これからいろんな売店とか地域マルシェ的なものを考えられているようであれば、そこから例えば公園の利用税みたいなものを協力金というような形でいただいて、それがプラス公園のバージョンアップというような形に使われることであれば、駐車料金を負担するという部分はやっぱり理解していただける方もいると思うんですよね。やっぱり料金的にしんどいわという方たちは、公共のバスをどんどん使っていただけるような救済措置というか、そういうところはぜひともお願ひしたいなと思います。

ただ、やっぱり先に料金ありきでちょっと今話が来ているんで、皆さん全員、私も含めてちょっと今おかしいんじゃないのかなという部分があります。なので、そういったところも含めて今後ちょっと検討いただけたらなと思います。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）うちも皆さんの意見と一緒になんで、まだちょっと時期尚早ではないかと。公園開園して間がないから、たくさん来てくれて本当にありがたいことです。これが閑古鳥が鳴いていたら大失敗になっているんで、自分たちも本当に要望活動をして、この公園がちゃんとして、公園をやってよかった、これだけの方が来られているということは大成功です。本当にだからもうそれすごく要望活動もしてよかったなという感じで思っておりますので、その中でもういきなりまた駐車料金というのちょっと早いんと違うかな。やっぱり1年様子見ていただいた中で、これが来年に、こんな状態1年間続いているんでこういうことを考えていますと、来年28年度の今ごろにこうやって話が出てくるんやったら、まだちょっと検討課題かなと思うんですけれど、ちょっと早いかなというふうに思います。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）先ほどご説明させていただいた29年度から指定管理者導入と、これは予定どおりやりたいなと思っておりますので。あれでしたら、またそのときには何か入は考えやなあかなと思っておりますので、最悪そこでは駐車料金、28年度中という、きょうは説明させていただきましたけれども、議員の皆様からいろいろご意見いただいた中で、29年度の当初からという見直し方もあるかなと、その辺はまた検討していきたいと思っております。きょうは、ご説明は28年度内からということでもかなりご意見いただきましたので、反対のご意見いただきましたので、できましたら29

年度の当初から指定管理者導入と合わせた形にしたいなと思っておりますけれど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）利用者が公園の利用者だけじゃないというところ、あそこハイキングコースもありますし、ランニングされている方もいて、今まで無料だったのに公園が来たから有料になったということ、とぼっちりですよ、言うたら。土日なんか結構ご夫婦で来られたりしているんで、そういう人たちの駐車場、そしたら別途どこかに確保して、無料のところ。もし導入するんやったら、そういうことも。反対なんですよ、ですけど、もし導入するんやったら、そういうことも含めて検討もしてほしいと思ひます。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）先ほどうちの担当のほうからも、課長のほうからも説明させていただきましたけれども、とりあえず土日祝がかなり著しく来園者が多いということですので、例えば平日を無料にするとかも、これは可能で、これからの話ですので。やはり今、60歳超えた方もかなりお元気で来園されていますので、ハイキングコースも来られていますので、平日については無料という形もございますので、その辺は含めて考えていきたいと思っております。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）この管理運営について、今ちょっと4月の桜見の時分になると非常に車が多くなります。それに合わせて、もう今から永楽公園に行くのはどの道をどういうふうに通って、帰りはどういうふうに一方通行にするかということを実査していただいて、その入り口にはここは進入禁止、こっちは一方通行というものを早いこと策定しておいてください。そうせんと、4月の桜のシーズンになると、もうとんでもない交通渋滞を起こしかねませんので、その点よろしくお願ひしておきます。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）交通規制の方法ですが、例年さくら祭りのシーズンには、ダム周回道路は一応一方通行ということでさせていただいております。それについては、今年度も同様にさせていただく予定にはなっておりますが、警察との協議というのも必要になってございますので、今、協議を行うよう準備を進めているところでございます。

あわせまして、ちょうど成合口と表現していいでしょうか、つばさが丘からおりてきた信号を公園のほうに入っていたいたとこで十字路になるんですけども、通常の方はそれを真っすぐ直進していただいて公園のほうに向かっている状態なんですけれども、そこを右折していただきまして近道の側道のほうに車を誘導したいというふうを考えてございます。それもあわせて警察のほうとの協議が必要となってきますので、それもあわせて協議のほうを行いたいというふうを考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、「永楽ゆめの森公園」の管理運営についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）もう少しお時間を頂戴しまして、私のほうから1件ご報告でございます。

それでは、南部大阪都市計画熊取駅西地区等地区計画の区域内における建築物の制限についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず初めに、昨年9月11日開催の議員全員協議会の都市計画決定等の原案についての中で、熊取駅西地区及び希望が丘二丁目地区の2地区において、用途地域の変更にあわせて地区計画を決定することにつきましてご説明いたしました。

地区計画とは、地区の特性に応じた計画を定め、地区の目的に応じて建築や開発行為の制限、誘導を図る都市計画の制度であり、熊取駅西地区については、周辺の住環境と調和のとれた商業施設の開発を誘導するため、また希望が丘二丁目地区については、周辺の低層住宅地のゆとりある住環境を保全するために、都市計画審議会での審議を重ね、昨年12月18日開催の審議会での議決をもって確定したところです。

目的と趣旨に記載していますように、地区計画の区域内における建築物に関する制限を建築基準法に基づき条例として定め、建築確認の対象とすることなどによりまして、法的強制力をより担保するものでございます。

それでは、地区計画の内容についてご説明させていただきます。

熊取駅西地区につきましては、建築物等の用途の制限、それから(2)としまして壁面の位置の制限を定めるものでございまして、2ページをごらんいただけますでしょうか。

左半分の上、計画区域図の赤い線で囲んでいる区域、約1ヘクタールについて、今回地区計画を定めるものでございます。

2ページ、同じく右半分をごらんください。

ルール1の1つ目、建築物等の用途の制限でございますが、マージャン屋、パチンコ屋、工場、自動車教習所、畜舎等の建築を制限するものでございます。なお、この制限につきましては、泉佐野市域での地区計画の内容と整合を図ってございます。

ルール2の2つ目です。壁面の位置の制限でございますが、3,000平方メートルを超える店舗等を建築する場合は、周辺の第1種住居地域への配慮として、下の計画図に示す境界線、緑色の破線の部分より1.5メートル以上制限することによって、南西に隣接する住宅地への圧迫感の軽減等を図るものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。

次に、希望が丘二丁目地区につきましては、①といたしまして建築物の用途の制限、②といたしまして壁面の位置の制限、③建築物等の高さの最高限度を定めるものでございまして、詳しくは3ページをごらんください。

左半分の上、ちょっと小さいんですが、計画区域図の赤い線で囲んでいる区域、約0.4ヘクタールについて地区計画を定めるものでございます。

3ページ目の右半分をごらんください。

ルール1の1つ目です。建築物等の用途の制限でございますが、上水道事業の用に供する事務所、つまり庁舎、それと上水道施設及びこれに附属する建築物以外の建築を制限するものでございます。

ルール2の2つ目、壁面の位置の制限でございますが、壁面の位置を敷地境界線より1.5メートル以上に制限するものでございます。

ルール3の3つ目、建築物の高さの最高限度でございますが、建築物の絶対高さを12メートル以内とし、各部分の高さの制限は、絵にもありますように、その部分の前面道路の反対側の境界線より10メートル立ち上がったところから、1対0.6の角度の勾配のその内側に建つように制限するものでございます。

ルール4の4つ目、建築物等の形態または意匠の制限でございますが、これは条例には定めておりませんが、当該地区の景観上の質を高めるため、美観風致に配慮した色彩、形態及び装飾等を用いるものとし、町並みの美しさを損なわないように屋上利用広告物を制限するものでございます。

資料の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

2、建築物の制限についての米印ですが、条例には主に(1)、(2)に該当する場合には、20万円以下の罰金の規定を設けております。この罰則規定は、既に平成12年度から施行しております

つばさが丘地区及び若葉二丁目地区の条例と整合した内容になってございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の議員全員協議会において地区計画の内容を報告させていただいた後に、町議会3月定例会に条例案の上程を予定してございます。なお、議決いただきました後は、3月30日に地区計画の都市計画決定の告示並びに条例の施行を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長（重光俊則君）今の説明に質問とかはございますか。

（「なし」の声あり）

ほかに報告事項はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時16分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長 重光俊則